

# 地域計画・農用地区域除外申請書

令和 年 月 日

上板町長 殿

申請者（所有者）

提出者（買主・借人）

上板町地域計画  
農業振興地域整備計画

に定める計画区域から、下記の土地を除外したく申請します。

1	申請者の住所・連絡先	住 所		連絡先（電話）			
	転用者の住所・連絡先（提出者）	住 所		連絡先（電話）			
		転用者の農家・非農家の別（該当に○）			農 家 ・ 非農家		
2	除外する土地の表示	申請する土地の所在	地 番	公簿地目	現況地目	面 積	除外面積
		上板町				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
3	除外後の用途	除外する理由及び当該地選定理由（できるだけ詳しく）					
		除外事由 該当するものに ■チェックする	<input type="checkbox"/> 農家住宅 <input type="checkbox"/> 農家分家住宅 <input type="checkbox"/> 農業用倉庫 <input type="checkbox"/> 住宅（農家以外） <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 建売住宅（__戸） <input type="checkbox"/> マンション（__棟） <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		事業計画の概要（規模）					
4	除外要件との適合性	<input type="checkbox"/> 除外の要件をすべて満たしている <input type="checkbox"/> 満たしていない （農振除外要件を参照し、該当するほうに■チェックする）					
5	隣接農地への被害防除措置						
6	該当する土地改良区						
7	排水同意の見込み	<input type="checkbox"/> 既に土地改良区および水利管理組合との協議済みである <input type="checkbox"/> 今後協議を予定している（該当するほうに■チェックする）					
8	添付書類	①登記簿謄本 ②公図写し ③位置図 ④候補地一覧表（様式1又は様式2） ⑤土地利用計画図（土地の一部を除外する場合は、その位置を明確にすること） ⑥同意書（所有権以外の権利を有する場合はその方の同意書） ⑦その他、町が必要と認める書類（申請後に提出を求める場合がある）					

裏面に記載の要件を必ず読んで確認すること。（4 除外要件との適合性に☑チェックしてください）

# 農振除外（農用地区域からの除外）要件

上板町

農用地区域内の農地を他の用途に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用申請を農業委員会に行うことが可能となります。

次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、除外することができますが、町が農業振興の観点からその必要性を判断したうえで行いますので、除外申請をしても必ず認められるとは限りません。

## 要件1

その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当（緊急性・他法令許認可の見込みがある）であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。

## 要件2

除外することにより、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

## 要件3

除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

## 要件4

除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

## 要件5

除外することにより、農用地区域内の土地改良施設（排水施設、農道等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

**【施設機能低下の発生。特に農業用排水施設への汚濁水流入が予想される等が考えられる。】**

## 要件6

土地改良事業が完了した年度の翌年後から起算して8年を経過していること。

**【土地改良事業が行われた農地は明らかに営農条件が優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地として確保する必要がある。】**

**【土地改良事業完了後8年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び地域農業の振興を図るうえで、農地を確保すべきと判断した場合は、除外が認められない。】**

## その他

具体的な転用計画がない、不要不急の用途への転用、通常必要とされる面積以上に除外が過大なものは、除外が認められません。

「宅地に変えたい」「雑種地に変えたい」「土砂を埋めたい」などは具体的な転用計画に相当しないため除外変更は認められない。